

## 「飛騨市の振興事務所をシェアオフィスへ！」

～市民と市が求める振興事務所機能の実現に向けて～

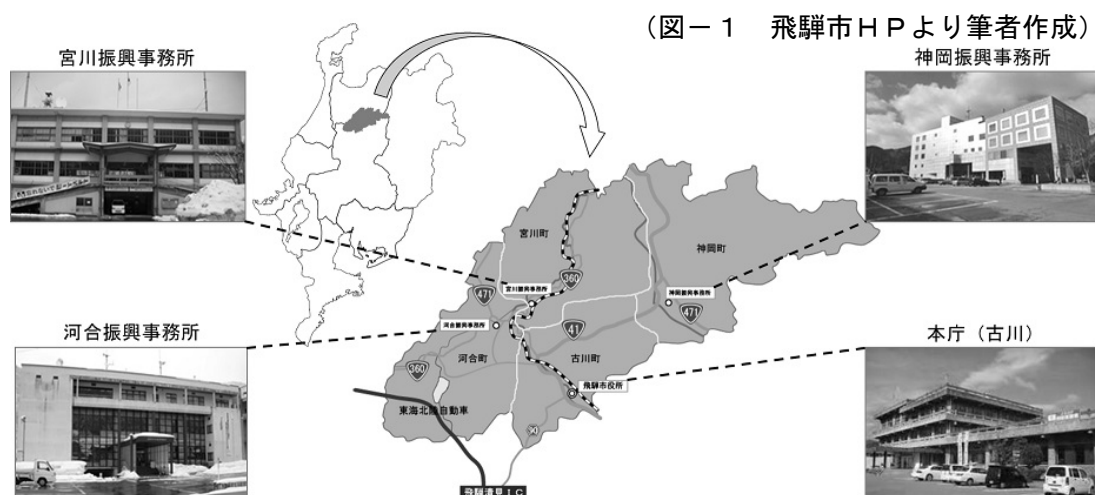
岐阜県飛騨市 下通 剛



### 1 はじめに

飛騨市は、平成16年2月1日に、旧岐阜県吉城郡内の古川町、河合村、宮川村、神岡町の2町2村が合併して誕生した。岐阜県の最北端に位置し、北は富山県、東は長野県、南は高山市、西は白川村に接している。市の約92%を山林が占めており、年間を通しては、平均気温11度で四季の移ろいを肌で感じることができる、豊かな自然に恵まれた中山間地域である。人口はおよそ2万6千人、山間の河川流域などの平地に集落が点在しており、全国で767ある市の中で、人口密度は33.7人/k㎡と759番目、また、総面積は792.31k㎡で47番目と、人口に対し広大な面積を持つ市である（人口、人口密度及び総面積とも平成22年国勢調査数値より）。

かつて旧町村の役場であった各庁舎には、合併以後、古川に本庁機能を、残りの3地区（河合、宮川、神岡）には、振興事務所機能（地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条の規定に基づく支所）を置き、市政を運営している（図-1）。



中山間地域の町村同士の合併によって、広大な面積を抱えていることから、各庁舎間の移動にも時間を要するのが実情であり、人口減少への懸念、逼迫する市財政事情、地方分権・権限委譲による職員の業務量の増大等を背景として、行財政改革と組織効率化が必要とされている中でも、この振興事務所のあり方が問われている。

このレポートでは、飛騨市としての振興事務所のあり方を示すため、振興事務所機能の現状を分析し、問題点を明確にするとともに、その解消案として次の2案を提言する。

- ① まちおこし隊の設置
- ② 提案型地域活性化事業（市民提案型・自由提案型）の実施

## 2 飛騨市の現状

飛騨市は、合併以降、業務効率化・経費削減の観点から、振興事務所における職員配置及び業務を縮小し、本庁への集約を進めてきた(表-1)。市としては、業務上の決裁手続、部署間の調整会議等、庁舎機能は集中していることが望ましく、振興事務所についても防災拠点といった必要最小限の機能に絞り、スリム化することが理想である。

一方、振興事務所が置かれた管内の住民は、様々な相談をしたくてもわざわざ本庁舎まで行かなくてはならないのは不便だという感覚と、かつての町・村役場であった振興事務所の職員配置と機能が縮小されることは地域活力の弱体化に繋がるという漠然とした不安を抱いている。市民が求める振興事務所機能は、行政サービス上の利便性と地域活力の場の双方を備えたものでなければならない。

合併後10年が経過したが、当市において振興事務所(支所)のあり方というものが議論され、その必要性や将来的方向性等が明確に示されたことはない。自治体の出先・支所と呼ばれる地域機関については、行政学上でも本格的な研究が無いに等しいと言われており、模範とすべき事例も無い。このことから、当市では、自らの現状を分析したうえで、市に見合った、最適な振興事務所機能のあり方を見出す必要がある。

飛騨市職員の配置状況 (※市民病院、消防職員を除く。)

	(単位:人)		(単位:人)	
	合併当初(H16.4.1)		現在(H26.4.1)	
	職員数	人口	職員数	人口
本庁 (※古川振興事務所)	204 46	250	215	15,225
河合振興事務所		27	8	1,089
宮川振興事務所		23	8	779
神岡振興事務所		71	25	8,971
計		371	256	26,064

※古川振興事務所は、平成16年度のみ設置

(表-1 飛騨市行政組織図より筆者作成)

## 3 課題と対策

### (1) 課題

前述のように、住民が求める振興事務所機能と、市が必要とする振興事務所機能は乖離している。この点が大きな問題であり、市はこの状況をどのように解消するか、いかに両者が納得できる機能を見出すかが課題である。

### (2) 対策

対策を考慮するうえで必要なポイントとして、次の2点が挙げられる。

1点目は、振興事務所の職員配置数は、増減せず現状を維持する必要があるという点である。これは、市民の立場で見た場合、振興事務所機能において、窓口業務等の行政サービスを提供する上での質は、極力現状を維持する必要がある、質の低下に繋がり得る職員数の減員は住民理解を得るのに困難が伴うためである。また、市としても行政改革・組織効率化の面から市全体の職員数を削減し、振興事務所の業務量及び職員数についても本庁へと集約してきた中で、再び振興事務所の職員数を増員することは、組織を非効率化させることとなるためである。

2点目として、振興事務所機能によって地域活力を創出できることを住民に示す必要があるという点である。これは、組織効率化のため振興事務所の職員数が削減されてきた中

で、管内住民は、地域の拠点であった役場（現振興事務所）が縮小されることは地域の衰退に繋がるという不安を抱いており、合併を推し進めた行政側には、それを払拭する責任があるからだ。地域活力は、地域の活性化により生じ得るが、例えば、ある地方の地域に、別の要素が加わることで地域の活性化に繋がることがある。これは、多くの地方で都市部からの移住者や若者が地域に入ることによって新たな活動や取組みが生まれた事例からも証明されており、これまでになかった視点や考え方を地域に取り入れることで生じた効果である。振興事務所が地域活力創出の場となるためには、事務手続上のやりとりのみのサービス提供の場という機能だけではなく、人々が集う場、様々な人々が情報や意見を交わすことができる場（交流空間）となり、いずれは多くの人や団体が常駐する場（シェアオフィス）となることで常に新たな発想を創発する機能を有することが必要だと考える。

以上2点のポイントを踏まえたうえで他自治体の事例も参照しながら、飛騨市における振興事務所機能のあり方について検討する。

#### 4 他自治体における合併後の経過と現状、支所機能、取組み事例

平成の大合併を経た市町村の中から、当市と同じ境遇にある自治体（面積が広大、同程度の人口規模、4市町村以上の新設合併）の合併後の経過と現状、支所機能、取組み事例を参照しながら、課題解決のための方策を検討する。

##### (1) 支所の縮小化を目指す事例（秋田県北秋田市）

北秋田市は、平成17年3月、4町の新設合併により誕生した。平成18年度に「組織・機構改革推進検討委員会」を設置し、組織の改編に取り組んでおり、当市と同じく、支所についても組織効率化の観点から、業務と職員の本庁への集約を行ってきた。平成21年度には、「支所」から「総合窓口センター」へと名称を改め、業務内容についてもこれまで本庁と同様に複数部署・多機能業務であった体制を、証明書発行業務等の窓口業務と各種分野の本庁への取次業務を行う体制へと変化させてきた。このような支所体制の縮小を進める取組みは、全国的にも主流であり、確かに業務の効率化が図られ、行政側としては理想的である。しかしながら、地域に住む市民目線に立つと、最低限のサービスが残ったのみで、当市でも抱える問題である「市民の漠然とした不安感」は増していくのではないだろうか。

現に、北秋田市職員の方に聞き取り調査を行った結果、総合窓口センターへと移行した平成21年度当初は、一部支所管内住民より「支所職員の減員により地域の賑わいが失われた。」との意見が寄せられたということであった。やはり、組織効率化という行政都合型の視点のみで構成された支所機能は好ましくないと言える。

##### (2) 支所の現状維持を目指す事例（岡山県真庭市）

真庭市は、平成17年3月、5町4村の新設合併により誕生した。平成24年9月同市行政改革推進室策定の「真庭市組織機構の変遷【本庁・支局のあり方】」によると、合併当初は、本庁機能分散配置、本庁以外の旧町村役場に支局（支所）を設置し市政を運営してきた。その後、本庁と支所の間での業務上の権限や機能が明確になるにつれ、組織機構の見直しが行われている。合併時と現在（平成26年時点）を比較すると、支所数は9箇所から

3箇所へ、支所配置職員数は243人から117人へといずれも減少しており、この点は、北秋田市及び当市と同様の状況である。美谷（2007）「平成の大合併」後の市町村における地域行政体制：岡山県における市町村の組織機構と地域自治組織の動向を事例として」の中でも、支所の配置・充実は、合併後の激変緩和措置としての暫定的体制であると考えられ、各市町村で現在も支所の人員削減が進む中で、今後も支所の所掌事務の削減と併せ、本庁・支所体制の見直し（支所を本庁の下位組織とする）が予想されるとしている。現に、真庭市においても、これまで地域の隅々まで手の届く地域密着型行政の展開を掲げ組織機構を編成してきたが、行政としての経営能力向上が求められる一方で財政難という状況の中、今後も一定の職員削減は進めざるを得ず、将来的には支局機能の再編整理に着手することが考えられるとしている。

真庭市のように、きめ細やかな行政として支所の現状を維持したくとも、社会背景等から支所を見直さざるを得ないというのが全国的な実情である。ただし、有事等の対応を考慮したうえでも、職員数を削減するのであれば人員数の面を補う対応の策が必要である。

### (3) 支所の充実化を目指す事例（徳島県三好市）

三好市は、平成18年3月、4町2村の新設合併により誕生した。合併直後から現在まで、5箇所の総合支所としての運営は変化していない。しかし、平成20年度より観光業務や地籍調査業務の本庁集約、支所内の教育委員会分室の廃止等、効率化を主とした組織再編を実施している。また、平成22年度には、総合支所に支所長及び次長を置き、総務部所属の1部署体制としている。ここまでの変遷は、北秋田市、真庭市及び当市と同様である。しかしながら、三好市では平成25年7月に新市長が誕生し、総合支所の充実という新たな公約を掲げた。同市長は、職員数削減が必要な中でも、職員配置を工夫することでサービス低下を補え、本庁の部長級ポストを経験し、行政に長けた職員を支所に配置し、権限と財源を与える構想を温めているということである。平成26年度には、「地域の活性化について～支所機能の充実とどう結びつけるか～」と題して、市民との対話集会を実施している。同年7月に開催された集会の中では、市民より「支所の使っていない部屋を地域の活動に役立てたい」といった意見が出されている。残念ながら、その後の進展はまだ見られていないが、三好市の取組みは参考にすべき事例であると言える。

特に、支所の使っていない部屋、という状況は、組織効率化・業務集約化を進めてきた当市を含む殆どの自治体に共通しており、その利活用法を見出すことが求められている。

## 5 飛騨市における振興事務所のあり方（提言）

次に、市と市民が求める振興事務所機能の差を埋める方策について提言する。

### (1) 方策を考慮するうえでの留意点

最初に、筆者の出身地域である旧河合村の河合振興事務所を具体例として検証し、方策を考慮するうえでの留意点を挙げる。

#### ① 組織面での留意点

河合振興事務所は、合併当初の平成16年度、所長（部長級）以下全27名、3課7係体制で運営されてきた。それが、平成17年度より組織見直しによる職員数の減員が進み、

平成26年度では、所長（参事級）以下全8名、3係体制となっている。

現在の本庁は、各振興事務所から職員が集約されたことで職員数もある程度確保されており、係単位でもチームとしての対応が可能である。一方、振興事務所では職員数が削減され、中には一係一職員という状況で単独での対応をせざるを得ない職員もあり、業務上の負担が集中する傾向とも言える。本庁へ業務が集約されたというものの、振興事務所における業務内容が広範多岐であることは変わりなく、ある係員にあっては、建設、上下水道、環境の2部4課にわたる分野を1名で担っている状況である。組織体制も、命令系統上の直属の課長は本庁在籍という本庁を含めた縦割り体制であるが、庁舎自体が隔離している状況から、所管業務の一つの事象を決裁・判断するにも時間を要するのが実態である。また、縦割り組織の形態は、命令系統が明確である半面、横の連携・情報共有が乏しくなりがちであることも弱点と言える。

現状の本庁と振興事務所の体制のままの縦割り組織は、非効率的であり、広大な面積の本市に相応しい体制とは言えず、改善する必要がある。

## ② 空間面での留意点

組織の見直しにより振興事務所職員の減員が進められたことで、振興事務所庁舎内に多くの空きスペースが生じていることも事実である。かつて、岐阜県吉城郡河合村であった一自治体の庁舎には、議事堂を始めとして、村長室、助役室といった、合併により必要なくなったスペースが存在し、現在、日常的に使用する空間はごく僅かである。前述の徳島県三好市の事例でもあったように、この空きスペースをどう利活用するかについても検討が必要となる。庁舎の改築・規模縮小が出来るのであればそれに越したことはないが、厳しい財政事情の中では困難な話である。そして、振興事務所を行政職員のみで利活用していくことも、職員配置の状況から、もはや不可能である。それならば、空きスペースを住民や住民に限らない外部の人々の利活用によってどう活かしていくか、その術を見出す必要がある。

空きスペースの利活用については、徳島県神山町を視察した際に実証されていることを目の当たりにした。同町で町有施設の神山町農村環境改善センター内に事務所を構え、企業誘致・定住移住促進策を担っているのがNPO法人グリーンバレー（同センターの指定管理者）である。同NPOは、同町が整備されたインターネット環境基盤を有しつつも、高齢化が進む住民には利活用されていない点、町内で増加傾向にある空き家という点に着目し、安価な事務所スペースと優れたインターネット環境の提供という手法によって、全国の企業を対象として本社機能等の誘致を実践していることで著名となった。こうした企業誘致、そして移住定住へも繋がる取組みが注目を集め、同NPOは、手数料収入を得ながら自治体や商工関係団体等の視察受入を行っており、同NPOの事務所があるセンターには、全国各地の人々が日々出入りしている。企業誘致・移住定住の施策は、本来であれば行政が主体となって行うものだが、神山町ではその業務を、NPO団体が町有施設の空きスペースを利用しながら担っている。これは、多少形態は異なるものの、振興事務所庁舎に多くの空きスペースを有している本市でも実現し得るものである。本市には、この空きスペースに人を呼び込む仕掛けが求められている。

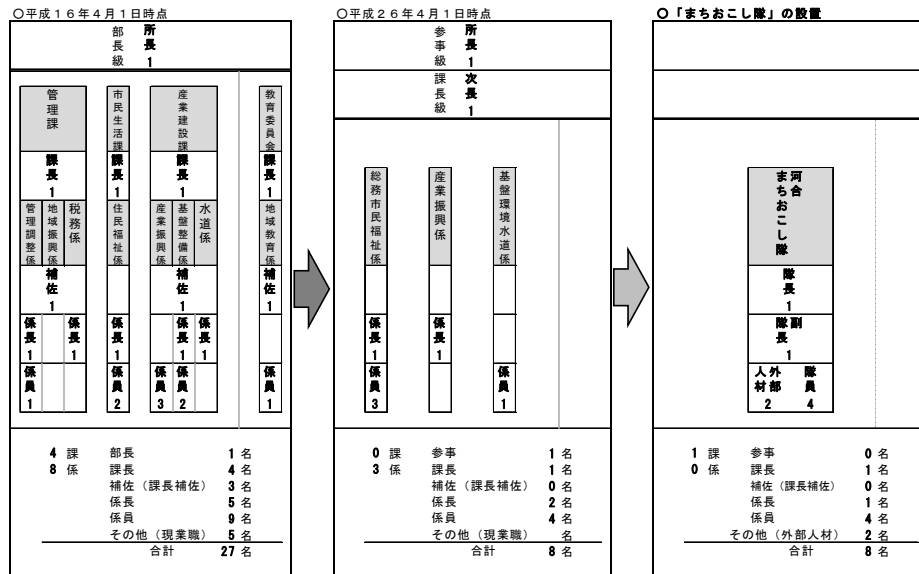
(2) 方策の提案

上記の組織面及び空間面での留意点2点を考慮したうえで、市と市民が求める振興事務所機能の差を埋めるべく、以下2点の方策を提案する。

① まちおこし隊の設置（市が必要とする振興事務所機能への対策）

第1に、河合振興事務所を具体例に、市側への対策として、同振興事務所を単位とした独立部署「河合まちおこし隊」（課）を設置することを提案する。（図－2）

飛騨市河合振興事務所における人員配置の変遷と「まちおこし隊」設置の想定



(図－2 飛騨市行政組織図より筆者作成)

体制的には、隊長（課長級、所長兼務）1名、副隊長（課長補佐又は係長級）1名、隊員（係員）4名又は5名の現行体制と同規模とするが、これまで同じ振興事務所内で各職員が別課所属であった縦割り体制を一課体制とする。これにより、各種業務にチームで臨むことが可能となり、一部職員に多種業務が集中する事態を避けるとともに、課内決裁機能を持たせることで、業務のワンストップ化を実現し、業務効率の向上を図る。

また、河合まちおこし隊の業務内容については、従来どおり証明書類発行、税料収納等の窓口業務、各種申請受付、各分野の相談等については、本庁との取次・業務補助として継続し、行政サービスの質は維持する。ただし、団体事務局等の地域独自の業務を除き、各種申請内容の審査、工事設計・積算、発注業務といった本庁対応が可能な業務は全て本庁へ集約し、最低限の現場管理業務のみを行うものとする。なお、係員を減員した場合は、補完のため積極的に職員OBや若者等、外部の人材を登用する。正規職員から有償ボランティア（臨時職員）雇用に転換することで人件費を抑制し、地域人材の知識や技術を有効活用するとともに、雇用機会の創出を図る。また、正規職員と有償ボランティアが、防災体制、災害発生時等の対応に共に臨むことで、行政の持つノウハウを市民へと分かち機会とし、行政に頼らずとも地域の防災体制を構築できる人材の育成、主体性を育むといった公民協働の契機としたい。

そして、何より河合まちおこし隊は、河合地域の地域活性化に特化した業務を行うものとする。なお、その業務内容については本章後半(3)の①にて述べる。

## ② 提案型地域活性化事業の実施（市民が求める振興事務所機能実現のための方策）

第2に、市民が求める振興事務所機能実現のための方策として、提案型地域活性化事業の導入を提案する。なお、提案型地域活性化事業は、市民提案型と自由提案型の2形態で実施したい。

### （ア） 市民提案型地域活性化事業

市民提案型地域活性化事業（以下「市民提案型事業」という。）は、自治会等の各種団体、地域住民（以下「団体等」という。）から、地域維持や地域活性化を目的として既に行っている活動事例（河合町有志団体による地歌舞伎・文化祭・農業祭等共同イベント「いなかにばる」や宮川町若手団体による打ち上げ花火「こいこい花火大会」等々）を募り、発表の場（大会）を年1回開催する事業である。大会は誰もが参観可能であり、各団体等が自らの活動実践事例についてプレゼンを行い、市民等で構成する審査員がその場で審査・投票し、優れた実践事例に対し表彰するというコンペ形式とする。なお、受賞団体には賞金（賞賜金＝歳出予算に係る節区分中「報償費」）を授与する賞金型事業とし、参加者数の多少による予算額の増減を避けるとともに、補助金頼みというような行政依存体制となることを防ぎ、地域が進んで活動を立案実行し、継続する契機としたい。なお、財源としては、地域振興（市におまかせ）を用途として寄附いただいたふるさと応援寄付金を充当するものとし、その範囲内で賞金額を決定するものとする。予算規模としては、ふるさと応援寄付金の平成25年度収入実績より、次に述べる自由提案型地域活性化事業と併せ、100万円程度（一事業当り、最まちおこし賞30万円、準まちおこし賞15万円、まちおこし賞5万円）を想定している。市民提案型事業を行うことで、受賞団体への奨励と継続を促すこととなり、さらには大会参観者に刺激を与え、その後、同様の活動が市内各地で生じ、次回の市民提案型事業へと応募する、といった展開が期待できる。また、ふるさと応援寄付金を、用途だけでなく充当対象地域も選定できるような仕組みとすることも、住民のインセンティブを高め、活動の創発・継続に繋がる要因となり得るかもしれない。

### （イ） 自由提案型地域活性化事業

自由提案型地域活性化事業（以下「自由提案型事業」という。）は、誰もが地域の維持や活性化に繋がるような活動や取組みの案を提案できる事業である。広報誌、ホームページ、SNS等で同事業を情報発信し、全国から広く提案者を募集する。提案者が企画・事業費案を前述の大会内にてプレゼンする、市民提案型事業と同様のコンペ形式・賞金型事業とする。市は、同大会内で生まれた優良な企画案を補助金事業化し、市内各地域から当該企画案の実施希望者を募るものとする。このような自由提案型事業を行うことで、地域活性化のためのアイデア、特に都市部の若者等（ヨソ者・若者・バカ者）の市の枠を超えた斬新なアイデアを集約・活用する契機とすることができ、提案者の若者等とその活動を行う地域住民とが繋がる要因、地域への刺激にもなる。なお、本事業は初年度のみ補助金型事業とし、翌年度以降は補助金に依存せず、市民が自ら企画立案し、地域活動に繋げていけるような、地域の自主性を育む契機としたい。このためには、財源に乏しい地域や団体は、積極的に市民提案型事業への応募を

行うような意識付けを行うことも必要である。市民提案型事業への応募が多数という状況となれば、それは住民が地域活動を実践しているということであり、地域活性化の取組みが創発している状況だと言える。

### (3) 方策による効果等

上記2点の方策による効果等について述べる。

#### ① 振興事務所＝まちおこし隊への効果等

市民提案型事業・自由提案型事業ともに、発足当初は地域の方だけでの推進は困難であると言える。そのために重要となるのが振興事務所＝まちおこし隊の存在である。

事業実施に臨むべく地域住民や市外住民が地域活動について計画・立案する際に、情報・アドバイスを求められることが想定されるが、両事業とも、希望によりまちおこし隊が支援するものとする。なお、この際は市職員だけでなく地域人材ないし外部の人材等の新たな発想の持ち主をまちおこし隊に引き込むことが必要と考える。自由提案型事業で事業化された企画立案者（都市部出身の若い女性等。以下「外部人材」という。）を臨時職員として雇用できれば、地域の事業推進の担い手、まちおこし隊による地域の支援体制の担い手とまさに一挙両得である。そして、まちおこし隊による地域への支援は、振興事務所内にて行うことを基本とする。地域住民、時には市外住民とまちおこし隊職員（外部人材を含む。以下同じ。）との情報・意見交換の場として振興事務所を利用することで、住民等が振興事務所に出入りする機会を増加させ、地域住民と職員、地域住民と市外住民が意見を交わす場にもなり得ると考える。まさに、交流空間としての機能を有する振興事務所にできるのではないか。この交流空間としての機能を十分に発揮させることが、先に本章後半で述べるとしていたまちおこし隊の業務内容、本務である。

#### ② 本庁体制への効果等

地域振興担当部署である本庁企画商工観光部企画課の体制は、振興事務所の上位的立場にあることから、常に古川・河合・宮川・神岡の市域全体を監視・管理する必要があるが、振興事務所には地域振興を主要業務として行っている係はない。つまり、本庁企画課職員のみで市全域をカバーする必要がある。しかし、まちおこし隊の設置によって、各振興事務所単位で所管地域を管理することで、本庁企画課は、古川地域を所管地域として重点的に管理することが可能となる。つまり、振興事務所機能の見直しによって、本庁組織にとっても業務負担が軽減され、組織が改善されることに繋がるのである。

#### ③ 空間面への効果等

ここまで、2点の方策による、振興事務所及び本庁の機能的（人力的）な面への影響について論じてきたが、空間的（物理的）な面への影響についても触れたい。

様々な人々や団体が、振興事務所庁舎内に入入りし、情報交換・交流の機会を増加させ、交流空間とすることで、地域活性化の取組みの創発を図りたいという点は前述のとおりである。そうして生まれた新たな取組みや活動は継続することが重要であるが、そのためには、それを行う団体が構成される可能性が高い。活動等の企画立案、準備を行ううえで、団体には構成員が集う場所が必要となる。そこに積極的に振興事務所を提供・貸付していくこととしたい。また、市民提案型事業において複数回の受賞実績、継続実



績があるような団体等に対して優先的に振興事務所を提供することも効果的であろう。

なお、NPO法人グリーンバレーにより立証されているように、行政が担っている業務のうち、行政でなくとも行いうる業務はある。これは視点を変えれば、様々な団体等によって、これまで行政が担ってきた業務を分担して行うことも可能だということである。そして、その業務を担う団体等は、神山町のように庁舎を分け点することも可能だが、業務自体の質とそれをこれまで行政が担ってきた背景から判断すれば、業務を行う場所と団体の拠点は集中していることが望ましく、その点で最も適しているのが多くの空きスペースを有する振興事務所庁舎であるといえる。

あくまで将来像の想定であるが、例えば、振興事務所内で、行政以外のある団体が企業誘致策を、また別の団体が移住定住対策を、というように庁舎内に複数団体が混在・常駐し、各種業務を担当しているとする。一見、バラバラであるように見えて、求めるものは自らの地域の維持・発展であるという、根幹では繋がっている状況、これは、振興事務所という箱モノを市民や市民以外の各種団体等と行政とがシェアオフィスとして活用し、多様な団体によって、これまでの行政機能を共に担っていくという新たな行政機能の運営のあり方といえるのではないか。

業務を外部へ移管することによって、正規職員の配置が1～2名になったとしても、ある程度の数の人間が、常時役場内で仕事をしている、住民の記憶にある10数年前の村役場であった頃の状態に近づけるのではないだろうか。ただし、役所庁舎という公共施設を使用する以上、災害発生時等の有事の際には、団体等も協力のうえ、住民の避難活動の対応にあたるといった業務提携を締結しておくことも忘れてはならない。

さらに、庁舎の空きスペースを団体等に提供するうえでの費用負担という点も押さえておく必要がある。提供の手法としては、①行政財産の目的外使用、②指定管理化、③普通財産の貸付、④売却・譲渡といった手法が考えられるが、支所としての存在意義からも、当面は①行政財産の目的外使用の手法が適当である。個人的には、地域の振興という公共的目的による市有施設の使用ということで、無償貸付としたいところであるが、本市では近年、市議会により市有施設等の目的外使用料について正規に徴収すべきとの附帯決議がなされた背景もあり、無償でのスペース貸出が不可能な状況といえる。しかしながら、真に市の活性・発展に繋がる活動のための団体への貸付であるならば、都度、議会に対して説明し、議決を経ることも可能であろう。または、委託料なしの振興業務委託業務を締結（委託料＝行政財産の目的外使用料）し、光熱水費の実費のみ徴収する等、何らかの対策を講じれば良いのであり、実現不可能とはいえないはずである。

## 6 まとめ

飛騨市における振興事務所は、効率化を主とした行政都合型ではなく、地域の支援に重点を置いた地域振興特化型として、運営していくべきである。そして、将来的には、多様な団体が振興事務所（行政）機能を担い、運営されることが理想である。

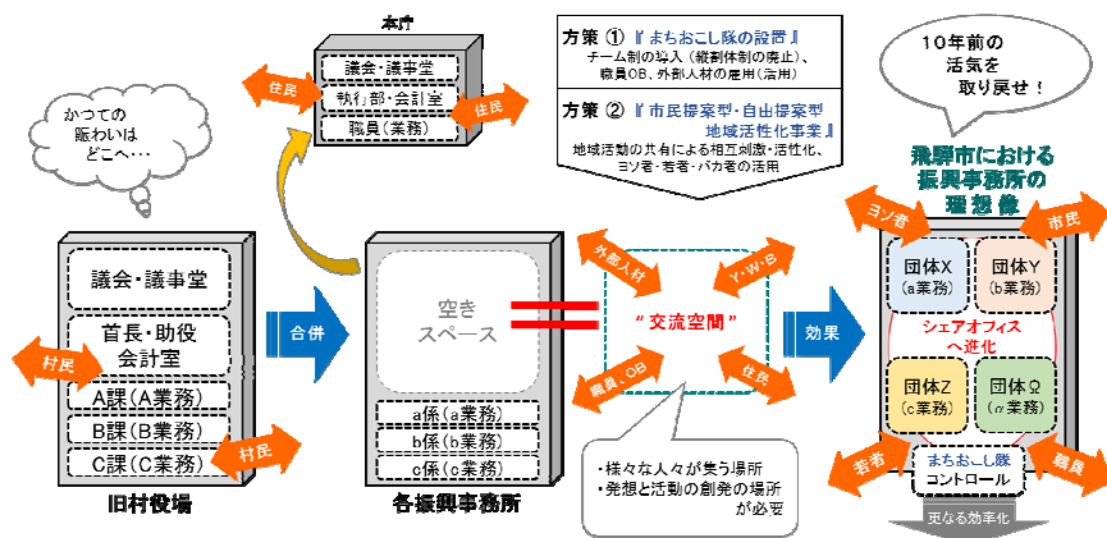
振興事務所が、地域住民や市外住民の交流空間となり、新たな発想が生まれ、各種活動団体等の拠点となることで、地域活動も行政の支援がなくとも実現・継続できるようにな

る。また、有償ボランティア等の活用により、正規職員でなくとも最低限の行政サービスを提供できる体制をとることができる。いずれは、各種団体等が生まれ、それらが企業誘致・移住定住といった各種業務を執り行うこととなる。これは、住民が必要とする行政サービス（機能）と住民による地域づくりとを地域住民自らが運営していく体制（地域自治組織的体制）といえるのではないか。これにより、それまで振興事務所（行政）の本務として行ってきた業務が、地域住民や外部団体により行われ維持されていくことで、行政だけの考えに偏らず、より住民が必要とする行政サービス（機能）へ、より住民が求める地域づくり（地域の活力）へと近づけることができる。

以上のことが実現したなら、まちおこし隊（行政）に求められるのは、振興事務所というシェアオフィスとその中で活動する団体間のコントロール機能、つまり、庁舎の管理機能と空きスペース利用を望む団体等への斡旋・調整機能のみとなる。まちおこし隊は、自然と正規職員の配置の必要性が薄れ、職員以外の人材による構成が可能となる。飛騨市行政組織の更なる効率化に繋げることができ、市が求める振興事務所機能のあり方となるのだ。（図－3）

極論であるが、振興事務所庁舎を普通財産化して地域へ無償譲渡し、職員以外の人材で構成されるまちおこし隊で運営する、などという手法もあり得るのではないか。今回提案する、職員で構成するまちおこし隊の設置と提案型地域活性化事業による刺激の創出は、あくまでそのプロセスである。

（図－3 提言の図式 筆者作成）



〔参考文献等〕

- 飛騨市（2014）「飛騨市市勢要覧 合併10周年記念」＜飛騨市＞[2頁]
- 飛騨市（2013）「飛騨市市民アンケート結果報告書」＜飛騨市＞[5頁～84頁]
- 大森 彌（2008）『変化に挑戦する自治体』＜第一法規＞[168頁～183頁]
- 美谷 薫（2007）「『平成の大合併』後の市町村における地域行政体制：岡山県における市町村の組織機構と地域自治組織の動向を事例として」[19頁～20頁]
- 総務省統計局ホームページ <http://www.stat.go.jp/data/s-sugata/naiyou.htm>
- 総務省ホームページ <http://www.soumu.go.jp/gapei/gapei.html>